

当方からの照会に対する IAEA からの回答要旨

(1) 照会に対する IAEA からの回答要旨

○論点①

福島第一原子力発電所の原子力事故が完全に収束していない段階で、原子力事故の収束に向けて応急措置として作られた施設に対して、多重防護等の安全設計思想の下に作られた原子力発電所と同様に INES 評価を適用することが適切な取り扱いなのか。

○IAEA への確認結果

INES は、労働者、公衆及び環境の電離放射線による被害からの防護を目的として、如何なる操業中の原子力施設ないし放射線施設についても、コミュニケーションのツールとして使用され得る。したがって、日本の当局にとって、I N E S を福島第一原子力発電所の H 4 エリア内のタンクからの水漏れの事象に適用することは一つのオプションたり得る。一般に、「深層防護」のクライテリアは、緊急事態に対応するために設置された施設に対する I N E S 評価の文脈で適用され得る。そのような施設や措置（福島第一原子力発電所の H 4 エリアのタンクを含む）は、規制下にあり、安全基準を満たすと許可されている。したがって、この点で、I N E S は適用され得る。しかしながら、コミュニケーションの全体的な明確性や、当該メッセージの公衆やメディア、国際社会による受け止められ方を含む、他の要素も考慮される必要がある。上記のとおり、単なる I N E S 評価というより、包括的なコミュニケーション計画が、公衆を含む全てのステークホルダーに対して明確に伝達する上で助けになるであろう。

○論点②

当該汚染水貯留タンクに貯留されていた汚染水は、福島第一原子力発電所に原子力事故が発生した段階で、設計で想定されない区域への放射性物質の放出がなされた結果、それが汚染水として回収されたものであると考えられ、一連の福島第一原子力発電所の原子力事故の影響として評価されなくても、INES 評価上、問題ないか。

○IAEA への確認結果

本件事象は、特定の放射線安全の目的のために設計された「新たな」施設で発生しているので、本件事象を福島第一原子力発電所事故とは切り離して検討することは、日本の当局にとって一つのオプションたり得る。

(2) 本件照会に係る IAEA からの助言要旨

- ・ ある事象に伴う I N E S の適用及び I N E S 評価の決定は、各国の責任である。コミュニケーションのツールとしての I N E S の使用は、各国当局のより広範なコミュニケーション戦略の一部として行われるべきである。
- ・ 一つのあり得るコミュニケーション戦略は、一連の同様の事象の中の各事象を評価付けするためのコミュニケーションのツールとして I N E S を用いるよりも、むしろ、この種の事象の安全上の重大性を説明する適切なコミュニケーション計画を練り上げることであろう。明瞭な内容を持ち適切な頻度で出されるメッセージを伴えば、そのような計画は非常に効果的であり得る。これは、一連の回復措置の全期間にわたって長期間続く可能性がある I N E S 評価上低いレベルの事象について、メディア及び一般大衆に対して混乱するメッセージを送ることを回避することとなり得る。
- ・ いかなるコミュニケーション戦略が採用されるにせよ、I N E S 評価に関連するすべての基準に対して I N E S 評価を適切に決定する上で必要な情報がとりまとめられること、かつ、正当な評価が決定されることが重要である。頻繁な評価の変更は、実際の状況を明快に伝達する上で助けにならない。